

学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準

お子様が以下の感染症に罹られた場合、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止となります。

登校の際は、感染症の治癒を報告する書類を提出してください。なお、出席停止期間については欠席扱いとなりません。

対象疾病		出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスによるものに限る)	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	鳥インフルエンザ(H5N1)	
	新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	
	第二種	
百日咳		特有の熱が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)		発疹に伴う発熱が解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)		発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)		全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)		主要症状消退後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核		症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症 伝染性紅斑 感染性胃腸炎 等

※症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、その限りではない